

**新型コロナウイルス等感染症対策
特別委員会資料**

令和3年5月17日（月）

**福祉保健部
病院局
教育委員会**

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------|----|
| 【福祉保健部】 | |
| I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について …… | 1 |
| | |
| 【病院局】 | |
| II 新型コロナウイルス感染症に係る県立病院の取組について …… | 15 |
| | |
| 【教育委員会】 | |
| III 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について …… | 16 |

I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について

1. 基本的な考え方

- (1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。
- (2) 県内の感染状況については、二次医療圏域*ごとに、新規感染者数などを目安として設定する3つの圏域区分への該当性を判断し、当該圏域における行動要請例を示す。特に、感染が急増する市町村単位などの区域において、いわばスポット的に、感染の主な要因である感染機会に繋がる場面に焦点を当てた措置を、一定期間、講じる。
- (3) 感染区分数や国が示す指標等を目安として、県民の行動変容を促すため、警報を発令する。
- (4) 県民に対し、速やかに圏域区分毎の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐために、適宜周知広報を行う。

* ①延岡・西白杵圏域、②日向・東白杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域





2. 圏域ごとの感染状況と行動要請例

| 圏域ごとの感染状況の区分 | | 行動要請例 | | |
|--------------|--|--------------------------------|-----------------------|----------------|
| 区分 | 一例（以下を目安として、総合的に判断） | 県民への要請（外出） | イベント主催者への要請 | 事業者への要請 |
| 緑 | 感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している | ○制限なし | ○国基準を準用 | ○ガイドライン遵守 |
| 黄 | 感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている | ○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意） | ○国基準を準用（状況に応じ判断） | ○ガイドライン遵守 |
| | オレンジ 感染警戒区域（※） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある | ○感染機会に繋がる場面（会食等）の一定の制限（人数、特典等） | ○国基準を準用（特に会食を伴う場合は制限） | ○状況に応じ、感染機会の制限 |
| 赤 | 感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある | ○原則、外出自粛 | ○国基準を準用（特に会食を伴う場合は制限） | ○感染機会の制限 |

※：黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定

3. 警報

(1) 県内について

| 表示 | 発令目安 | 対応例 |
|--|--|--|
|  | レベル4 (緊急事態宣言) ・国指標ステージ4相当 (各指標を総合的に判断) | ・全域において、赤圏域の対応 ・その他の必要な対応 |
|  | レベル3 (感染拡大緊急警報) ・国指標ステージ3相当 (各指標を総合的に判断) | ・緑及び黄にあっては黄圏域の対応、赤圏域は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・全域における、その他の必要な対応 |
|  | レベル2 (特別警報) ・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上 | ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） |
|  | レベル1 (警報) ・黄圏域が1つから3つまで | ・圏域毎に緑又は黄圏域の対応 |
|  | レベル0 (持続的な警戒) ・全ての圏域が緑 | ・県全域において緑圏域の対応 |

※県が感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国指標ステージ3相当以前）。

(2) 県外について

- ①感染注意地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が10万人あたり2.5人を超えた地域）：訪問する方は、感染防止に十分な注意を要請
 - ②感染流行地域（目安として、当該都道府県等において、外出自粛要請などの対応が採られた地域又は、直近1週間の新規感染者数が目安として10万人あたり5人を超えた地域）：往来については、その必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請
 - ③緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域、感染拡大地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が人口10万人あたり15人を超えた地域）：不要不急の往来自粛
- ※これらの地域表示に加え、必要に応じて、一定の都道府県等について、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請

4. 持続的な警戒態勢

- ・県民に、基本的な感染対策（3密回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨する。
- ・全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- ・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等において、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う（詳細は県と協議）。

5. その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和2年12月2日付け宮崎県対応方針を改正し、令和3年3月5日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

新型コロナ感染拡大防止のための早期の行動要請について

1 基本的な考え方

県内全域で緊急事態宣言の発令等に至る状況を未然に防ぐため、県内の第3波の検証及び国の基本的対処方針の考え方を踏まえ、地域で感染拡大の兆しが見られた場合に、これまでより一歩早めに感染警戒区域（オレンジ区域）等の指定を行うとともに、現地の感染状況等に対応した早期に的を絞った行動要請を行うもの。

2 具体的な対応

(1) 市町村との協議について

直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数（以下「新規感染者数」という。）が5人を超えた時点で、感染警戒区域（オレンジ区域）の指定等について、関係市町村と協議を開始する。

(2) 感染状況の区分の運用について

| 区分 | 県対応方針の目安 | 運用の目安 | |
|--------------------|---|-----------|-------------------|
| 感染警戒区域 (オレンジ区域) | 新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある | 従来 | 今後 |
| | | 新規感染者数15人 | 新規感染者数 <u>10人</u> |
| 感染急増圏域 (赤圏域) | 新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある | 従来 | 今後 |
| | | 新規感染者数25人 | 新規感染者数 <u>20人</u> |

※1 感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定する。

※2 なお、実際の指定は、各圏域・市町村の人口規模や積極的疫学調査に基づく感染見通し等を踏まえ、総合的に判断する。

(3) 指定の期間について

対策の効果が現れるまで1週間程度必要なことから、原則、3週間程度を目安とする。（従来は2週間）

医療提供・検査体制について

1. 医療提供体制

①入院病床 281床

| | 感染症指定 医療機関 | 協力医療機関等 | 圏域計 |
|-------|---------------|---------|-----|
| 宮崎東諸県 | 7 | 110 | 117 |
| 日南串間 | 4 | 6 | 10 |
| 都城北諸県 | 4 | 51 | 55 |
| 西諸県 | 4 | 16 | 20 |
| 西都児湯 | 4 | 9 | 13 |
| 日向入郷 | 4 | 14 | 18 |
| 延岡西臼杵 | 4 | 44 | 48 |
| 合計 | 31 | 250 | 281 |

②宿泊療養施設 300室

| | 施設数 | 室数 |
|--------|-----|-----|
| 県央・県南部 | 2 | 150 |
| 県西部 | 1 | 90 |
| 県北部 | 1 | 60 |
| 合計 | 4 | 300 |

2. 検査体制の確保

① 新型コロナの検査体制

- ・ 1日当たり最大で4,500件の検査需要に対応

② 診療・検査医療機関の指定 375医療機関

- ・ 発熱等の症状があれば、かかりつけ医など身近な医療機関に相談することで、診療や検査を受けられる体制を整備

③ 変異株のPCR検査

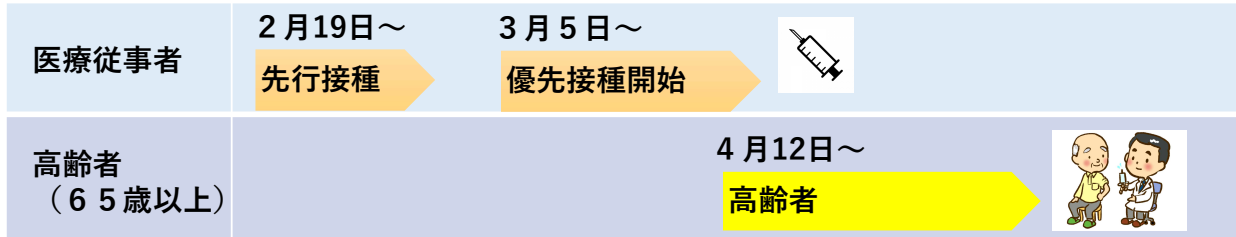
- ・ 県衛生環境研究所において、県保健所で行った行政検査や、宮崎市保健所から依頼された検体の検査を実施

3. 早期検査等の実施

感染が拡大している地域や集団感染において、早期かつ幅広く検査を実施

新型コロナワクチンについて①

1 ワクチン接種スケジュール



2 ワクチン供給等について

(1) 医療従事者（対象者：約5万人）

| 供給時期 | 供給量 |
|-----------|--------------------|
| 5月10日の週まで | 93箱（51,285人分）が配送完了 |

→ 6月には接種完了する見込み

(2) 高齢者（対象者：約35万人※）

※対象者人口

| 供給時期 | 供給量 |
|-----------|------------------------|
| 5月24日の週まで | 362箱（203,677人分）が配送 |
| 6月中 | 267箱（156,195人分）の配送見込み |
| 計 | 629箱（359,872人分）配送完了見込み |

→ 7月末での接種完了を目指す

3 市町村における高齢者へのワクチン接種計画（令和3年5月10日現在）

(1) 接種実施期間

| | 市町村数 |
|------|------|
| 7月まで | 24 |
| 8月まで | 1 |
| 9月まで | 1 |

(2) 接種形態

| | 市町村数 |
|--------------|------|
| 特設会場での集団接種中心 | 12 |
| 医療機関での集団接種中心 | 2 |
| 医療機関での個別接種中心 | 4 |
| 集団接種と個別接種を複合 | 8 |

新型コロナワクチンについて②

【参考】

1 接種状況（令和3年5月12日現在）

| 医療従事者（約5万人） | 1回目 | 2回目 | 総接種回数 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 接種回数 | 33,624回 | 17,045回 | 50,669回 |
| 接種予定者数に対する進捗率 | 67.2% | 34.1% | — |

| 高齢者（約35万人） | 1回目 | 2回目 | 総接種回数 |
|---------------|---------|------|---------|
| 接種回数 | 10,019回 | 529回 | 10,548回 |
| 接種予定者数に対する進捗率 | 2.9% | 0.2% | — |

| 高齢者施設の従事者 | 1回目 | 2回目 | 総接種回数 |
|-----------|--------|------|--------|
| 接種回数 | 1,153回 | 144回 | 1,297回 |

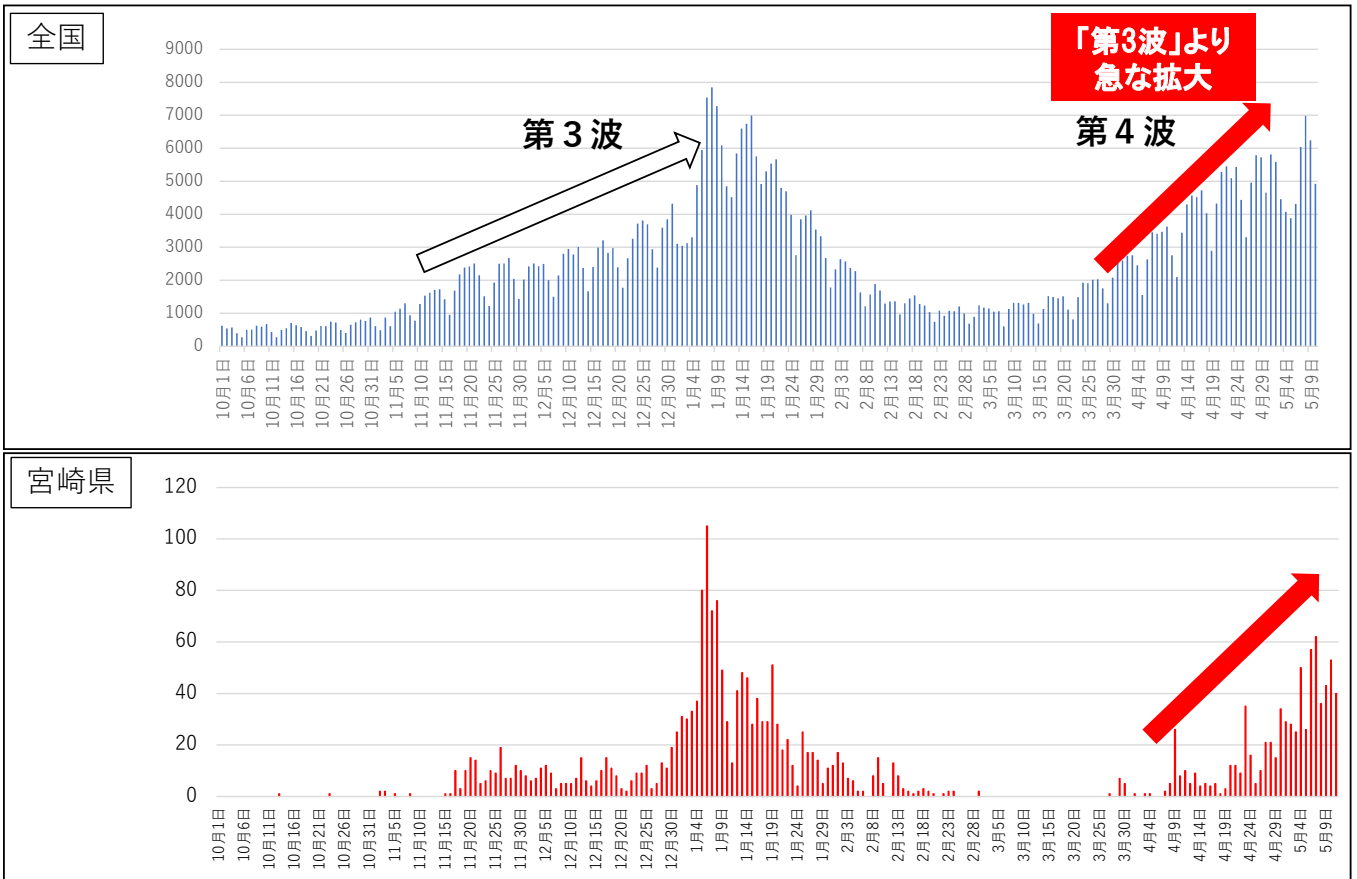
※各医療機関がワクチン接種円滑化システム(V-SYS)を通して報告したものを集計

2 新型コロナワクチン副反応等コールセンター相談実績

（令和3年5月12日現在）

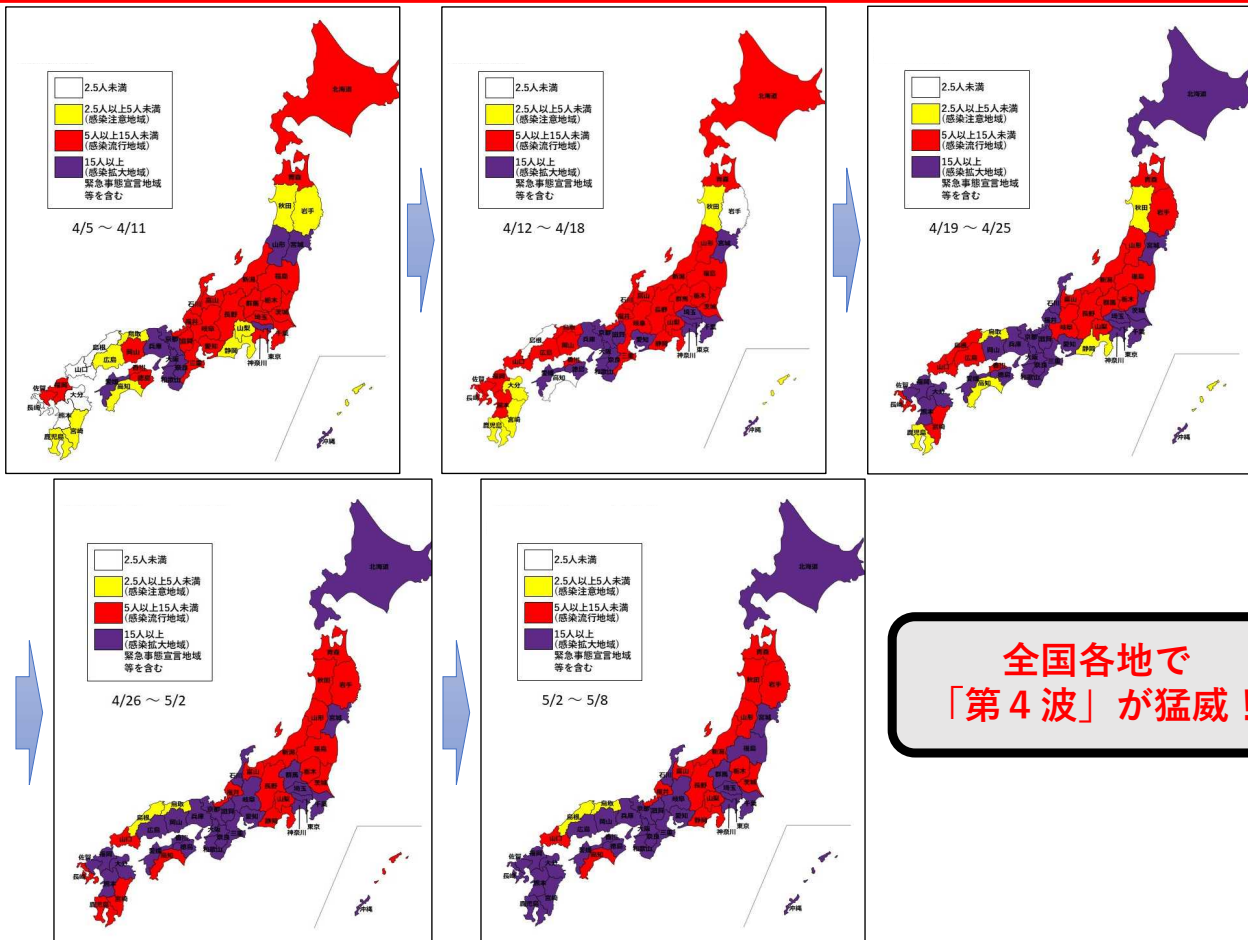
| | 3月 (3/15~) | 4月計 | 5月計 (~5/12) | 計 |
|--------------------------------|---------------|-------|----------------|--------|
| (1) ワクチンに関すること | 7.9% | 5.0% | 3.7% | 5.0% |
| (2) 副反応に関すること(接種前) | 79.8% | 39.2% | 32.6% | 42.9% |
| 副反応に関すること(接種後) ・腕の痛み、腫れ、発熱等 | 1.7% | 4.8% | 8.2% | 5.4% |
| (3) ワクチン接種制度に関すること | 1.2% | 0.5% | 0.2% | 0.5% |
| (4) 接種場所、予約方法に関すること | 13.2% | 23.3% | 29.7% | 23.8% |
| (5) 健康被害救済制度に関すること | 0.4% | 0.2% | 0.0% | 0.1% |
| (6) その他(苦情等) | 6.6% | 26.9% | 25.6% | 23.7% |
| 相談件数 計 | 249件 | 997件 | 515件 | 1,754件 |
| 1日平均 件 | 14.6件 | 33.2件 | 42.9件 | 29.7件 |

全国と県内の感染状況について



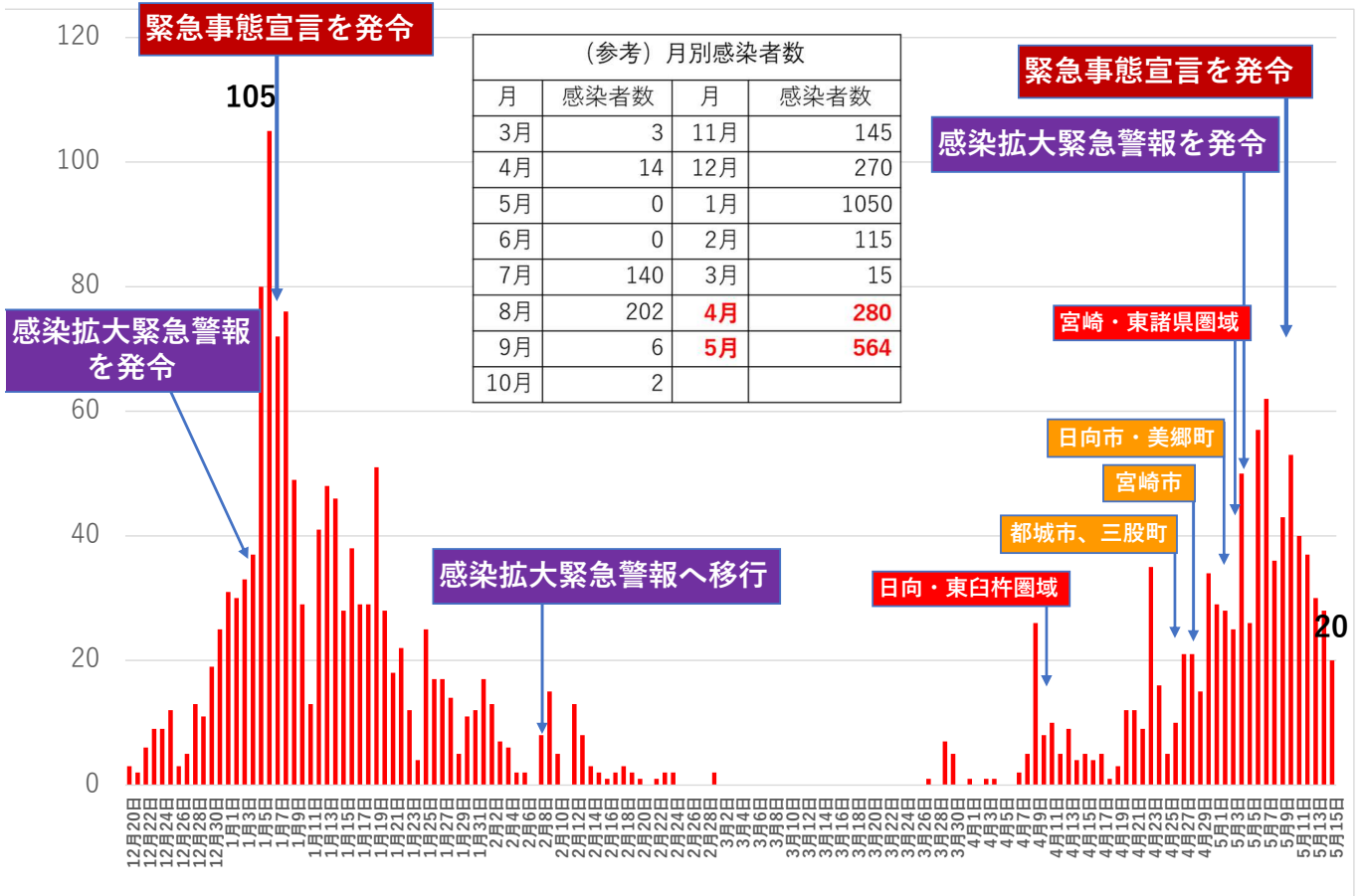
※全国的な「第4波」の急拡大の流れに合わせて、県内でも感染が拡大傾向にある。

全国の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数

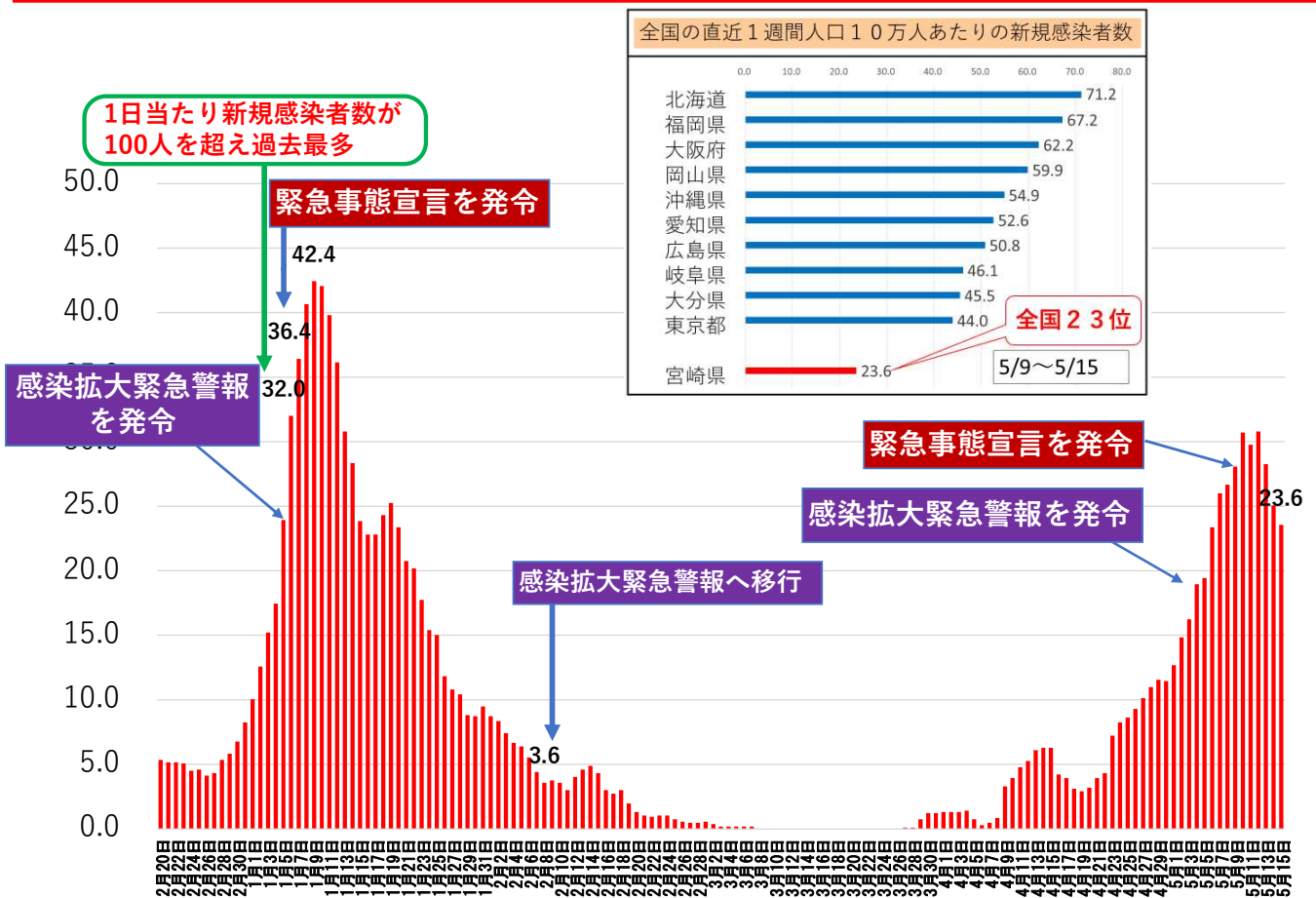


本県の感染者数

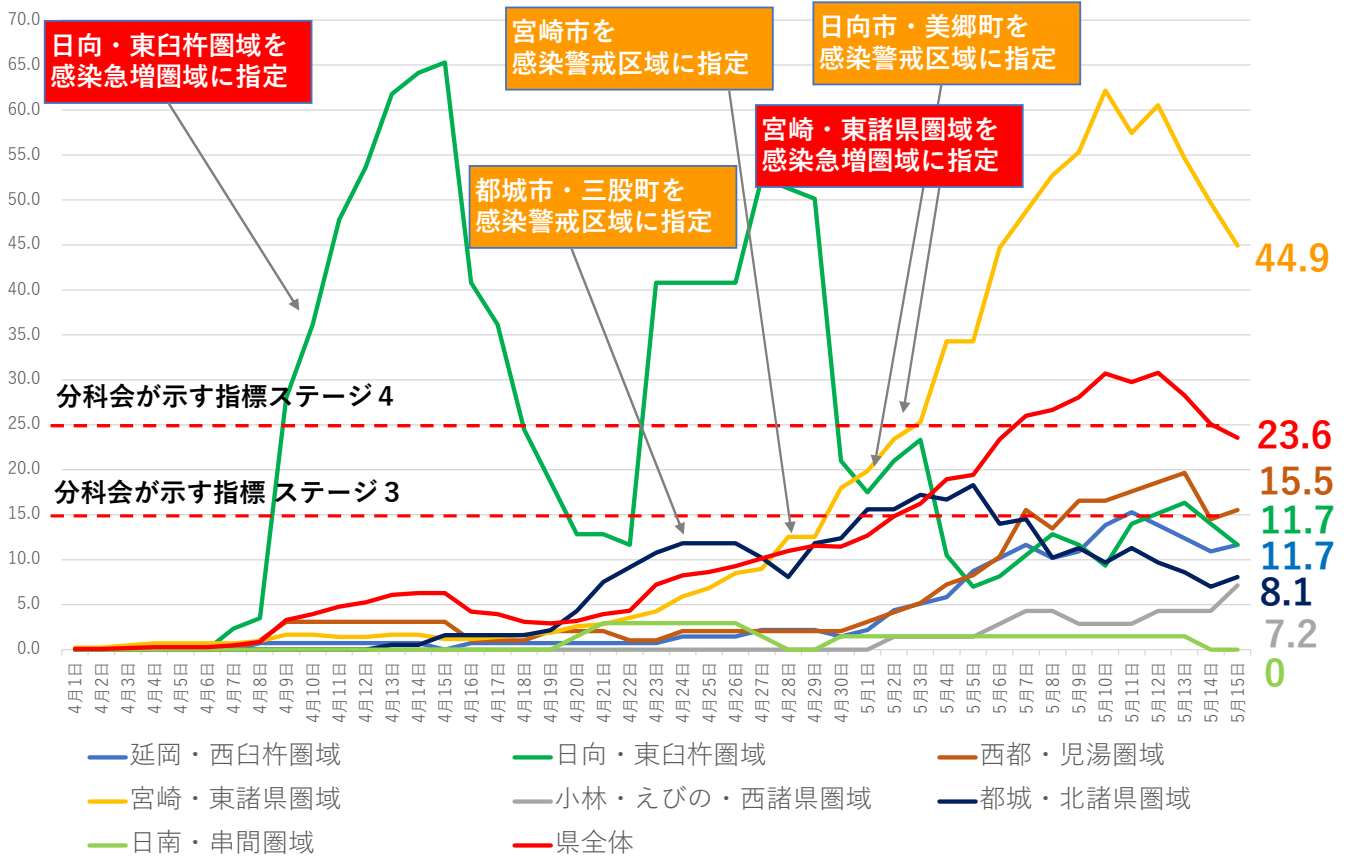
令和3年5月17日特別委員会
福祉保健部 追加資料



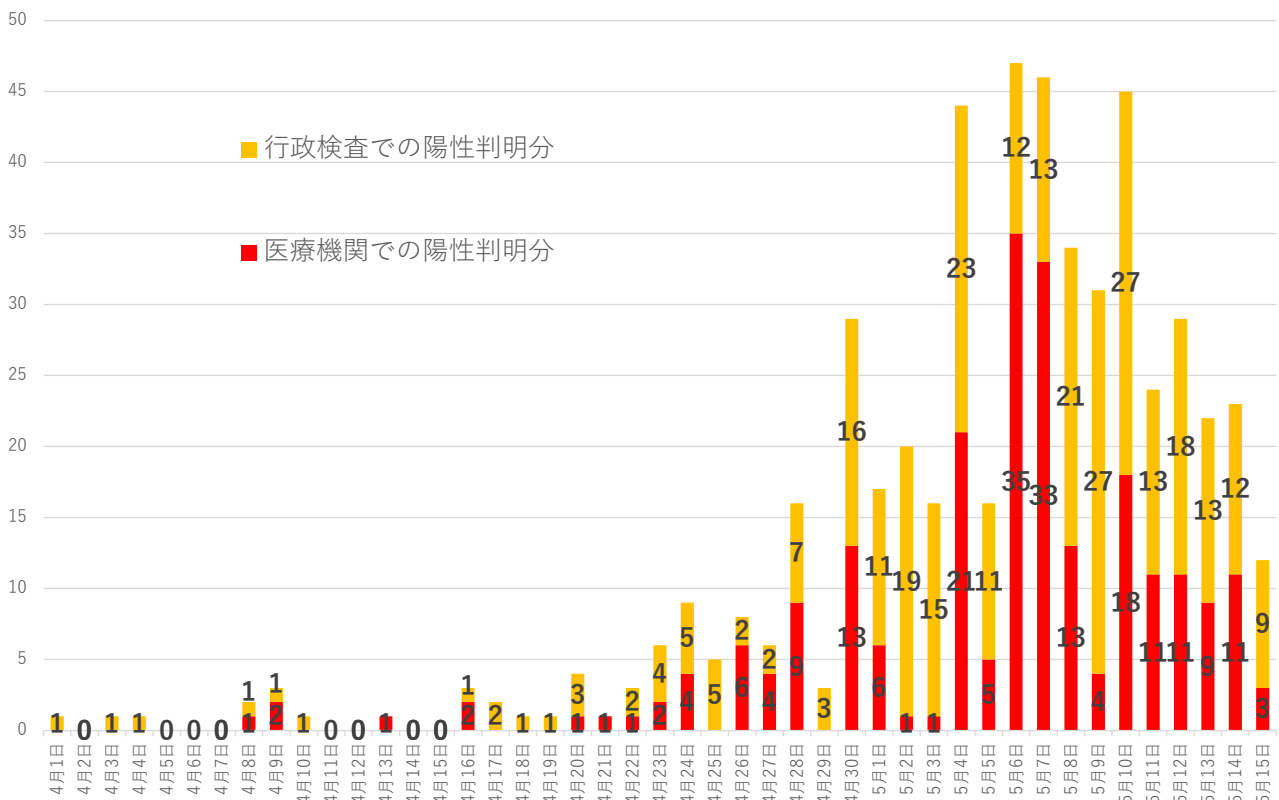
本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



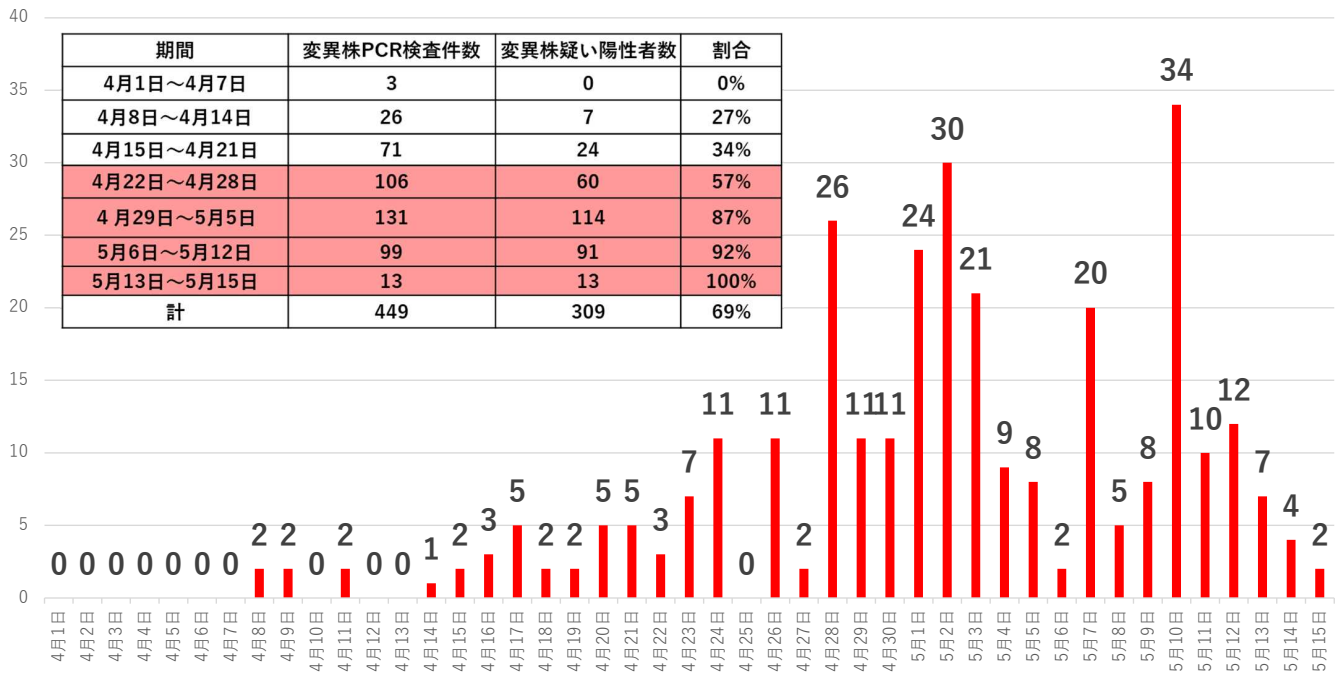
各圏域の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)



行政検査での陽性数と医療機関での陽性数 (宮崎・東諸県圏域)



県内における変異株（疑い例）の発生状況



県内でも、感染が変異株に置き換わっている状況

→感染しやすい、年齢に関係なく重症化しやすい等の可能性が指摘されている変異株の拡大に嚴重な警戒が必要！

感染状況等の分析

1 感染者数、感染経路等

宮崎市の感染者数は高止まりしており、県全体の新規感染者数も依然としてステージ4の水準にあるが、県下全域で感染がさらに急拡大するような事態は抑制できている。

2 感染等の特徴

県内では、接待を伴う飲食店や帰省に伴う会食の場等でのクラスターが頻発している。また、引き続き医療機関による検査で判明する感染者が多数確認されている。

3 感染者の状況等

直近1週間で高齢者の患者2名の死亡が確認され、第4波に入り、3名の死亡が確認されている。また、重症者も徐々に増加傾向にある。

4 医療提供体制等

感染者の急増を踏まえ、宿泊療養施設を新たに50室確保した(250室→300室)。今後も感染者の増加が続くと、医療現場のひっ迫が増すことが懸念される。

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す指標における本県の状況

本県の関連指標の状況は以下のとおりであり、**ステージ3**の状況にあります。

| 指標 | | 現状値 | ステージ3の目安 | ステージ4の目安 | 備考 |
|------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|---|
| 医療提供体制等の負荷 | ①病床の逼迫具合 (現時点の確保病床数の占有率) | 病床全体 27.0% | 25% | 50% | ・5月15日時点 |
| | うち重症者用病床 | 15.2% | 25% | 50% | ・5月15日時点 |
| 医療提供体制等の負荷 | ②療養者数 (人口10万人あたりの全療養者数) | 38.3人 | 15人 | 25人 | ・5月15日時点 ・全療養者数：入院者、宿泊・施設等療養者、入院・療養調整中の方等を合わせた数 |
| 監視 | ③PCR等陽性率 | 6.3% | 10% | 10% | ・5月6日から5月12日まで ・(医療機関での検査分を含む) ・陽性者数/PCR等検査件数 |
| 感染の状況 | ④新規報告数 (直近1週間の人口10万人あたりの感染者数) | 23.6人 | 15人 | 25人 | ・5月9日から5月15日まで |
| | ⑤直近1週間の感染者数と先週1週間の感染者数の比較 | -33人 (直近251人) >(先週284人) | 直近の感染者数 > 先週の感染者数 | 直近の感染者数 > 先週の感染者数 | ・直近1週間 5月9日から5月15日まで ・先週1週間 5月2日から5月8日まで |
| | ⑥感染経路不明割合 | 27.1% | 50% | 50% | ・5月1日判明分から 5月7日判明分まで |

| 区分 | 圏域ごとの感染状況の区分 一帯(以下を目安として、総合的に判断) | 行動要請例 | | |
|------|--|--------------------------------|-----------------------|----------------|
| | | 県民への要請(外出) | イベント主催者への要請 | 事業者への要請 |
| 緑 | 感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している | ○制限なし | ○国基準を準用 | ○ガイドライン遵守 |
| 黄 | 感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている | ○状況に応じ、慎重に(過去のクラスター発生施設等に注意) | ○国基準を準用(状況に応じ判断) | ○ガイドライン遵守 |
| オレンジ | 感染警戒区域(※) ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある | ○感染機会に繋がる場面(会食等)の一定の制限(人数、特典等) | ○国基準を準用(特に会食を伴う場面は制限) | ○状況に応じ、感染機会の制限 |
| 赤 | 感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある | ○原則、外出自粛 | ○国基準を準用(特に会食を伴う場面は制限) | ○感染機会の制限 |

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す指標における各圏域の状況

| 指標 | | 宮崎・東諸県 | 延岡・西臼杵 | 日向・東臼杵 | 西都・児湯 | 都城・北諸県 | 小林・西諸 | 日南・串間 | ステージ3 | ステージ4 | 本県全体 |
|-------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|---------------------------|--------------------|-------|-------|---------------------------------|
| 医療の負荷 | ①病床の逼迫具合 ※ 参考値 | 32.5% (38/117) | 29.2% (14/48) | 33.3% (6/18) | 23.1% (3/13) | 21.8% (12/55) | 5.0% (1/20) | 20.0% (2/10) | 25% | 50% | 27.0% (76/281) |
| | うち重症者用病床 | - | - | - | - | - | - | - | 25% | 50% | 15.2% (5/33) |
| 医療の負荷 | ②療養者数(人口10万あたり全療養者数) | 73.8人 (312/422,998) | 18.2人 (25/137,242) | 26.8人 (23/85,764) | 20.7人 (20/96,620) | 9.7人 (18/185,811) | 11.4人 (8/69,882) | 0.0人 (0/67,401) | 15人 | 25人 | 38.3人 (408/1,065,283) |
| 監視体制 | ③PCR等陽性率 | - | - | - | - | - | - | - | 10% | 10% | 6.3% (5/6~5/12) |
| 感染の状況 | ④新規報告数(直近1週間の人口10万人あたりの感染者数) | 44.9人 (190/422,998) | 11.7人 (16/137,242) | 11.7人 (10/85,764) | 15.5人 (15/96,620) | 8.1人 (15/185,811) | 7.2人 (5/69,882) | 0.0人 (0/67,401) | 15人 | 25人 | 23.6人 (251/1,065,283) |
| | ⑤直近1週間の感染者数と先週1週間の感染者数の比較 | 直近(190人) < 先週(223人) | 直近(16人) > 先週(14人) | 直近(10人) < 先週(11人) | 直近(15人) > 先週(13人) | 直近(15人) < 先週(19人) | 直近(5人) > 先週(3人) | 直近(0人) < 先週(1人) | 直近>先週 | 直近>先週 | 直近(251人) < 先週(284人) |
| | ⑥感染経路不明割合 | - | - | - | - | - | - | - | 50% | 50% | 27.1% (5/1~5/7) |

※参考値：入院調整は必要に応じて広域で対応するため、参考の扱い。

これまでの対応

【4月10日】

日向・東臼杵圏域を感染急増圏域（赤圏域）に指定

【4月24日】

都城市・三股町を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定

【4月28日】

宮崎市を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定

【5月1日】

日向市・美郷町を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定

【5月2日】

宮崎・東諸県圏域を感染急増圏域（赤圏域）に指定

【5月3日】

「感染拡大緊急警報」を発令

宮崎・東諸県圏域以外の市町村を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定

【5月9日】

「緊急事態宣言」を発令

全市町村を感染急増圏域（赤圏域）に指定

「緊急事態宣言」

を発令！

1 発令日

5月9日(日)



レベル4
(緊急事態宣言)

2 発令期間

5月9日(日)～5月31日(月)を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



宮崎市での感染爆発及び全国の感染急拡大を踏まえ

- ①宮崎市の感染の早期沈静化を図る
- ②宮崎市から他圏域への拡大を防ぎ、
今ある火種を消す
- ③県外からの感染持ち込みを防ぐ

ため、県独自の「緊急事態宣言」を発令する

県民の皆様へのお願い

期間：5月10日（月）～5月31日（月）

① 原則、外出自粛～日常生活圏内で過ごしてください

- 通院、通学、通勤、日常の買物、健康維持のための散歩などの生活に必要な外出以外は控えましょう
 - ・特に宮崎市との往来は慎重に判断してください
 - ・レジャーなどを目的とした外出は控えてください
- 家族などいつも一緒にいる身近な人以外との接触機会を減らしましょう
- 施設や店舗等を利用する際は、夕方等の混雑する時間帯を避けましょう

② 原則、県外との往来自粛

- 仕事など必要な場合を除き、できるだけ県外に出かけないようにしましょう(ただし、生活圏が県外と重なっている場合は、差し支えありません)
- 仕事等でやむを得ず往来する場合は、感染対策を徹底してください(県外の方との会食はできるだけ控えてください)

③ 原則、県外からの来県自粛

- 不要不急(仕事などを除き、できるだけ)の来県自粛をお願いします
- 帰省はできるだけ自粛してください。やむを得ず帰省する場合は、帰省前の2週間は会食を控えるなどの感染防止対策の徹底をお願いします

④ イベントの開催制限

- イベントの開催はできるだけ控えてください(延期できるものは延期を)
- 延期・中止が困難な場合は、上限5000人かつ収容率50%以下で、感染防止対策を徹底してください

⑤ 会食の制限

- 会食は、4人以下、2時間以内で、家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします
- 県外との往来歴のある方との会食は、控えてください

⑥ テレワーク、時差出勤の推奨

- テレワークや時差出勤の活用により、職場における「密」を減らしましょう
- 出勤する場合も、マスク着用やこまめな手洗いを徹底し、体調不良の場合は出勤を取りやめましょう

※引き続き、高齢者施設・障がい者施設の面会制限にもご協力をお願いします。

飲食店等における営業時間短縮要請について

- 目的：飲食店等に対する営業時間短縮要請を行うことにより、感染の早期沈静化と県内への感染拡大防止を図る。
- 対象地域：飲食店等で複数のクラスターが発生している宮崎市を対象とする
※他の地域においても、飲食店等で感染急増の端緒が見られる場合は対象を追加（人口10万人当たりの新規感染者数20人を目安に総合的に判断）
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）

【現在の宮崎市における取扱い】

- 要請期間：5月3日（月）～5月23日（日）
- 協力金対象期間：5月5日（水）～5月23日（日）
- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき売上規模別に店舗単位で支給

- 県から公衆衛生医師、保健師等で構成する連携・支援チームを宮崎市保健所へ派遣し、市と連携した感染防止対策を強化
- 自宅療養中の患者への健康管理を強化するため、パルスオキシメーターを市に貸与するとともに、上記チームが必要な支援を実施
- 市からの要請に応じて、県衛生環境研究所において市の行政検査を支援

国への「まん延防止等重点措置」の要請について

- 本県では、宮崎市に対し、独自に営業時間短縮要請を行うなど、「まん延防止等重点措置」と同等の対策を既に講じている。
- 「まん延防止等重点措置」が適用されることで、時短要請に応じない事業者への命令や過料など、都道府県により強い権限が付与されるなど、一定の効果が見込まれる。
⇒ 引き続き感染状況を見極めながら、速やかに要請ができるよう、国との調整を進めていく

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に係る県立病院の取組について

病院局 経営管理課

1 県立病院におけるこれまでの取組状況

(1) これまでの受入状況 (R3. 5. 12現在)

| 病院名 | 確保病床数 | 累計受入数 | 現在受入数 |
|------|----------------|-------|-------|
| 宮崎病院 | 7床 (感染) | 133人 | 5人 |
| | 10床 (一般) 計 17床 | | |
| 延岡病院 | 4床 (感染) | 60人 | 4人 |
| | 10床 (一般) 計 14床 | | |
| 日南病院 | 4床 (感染) | 21人 | 0人 |
| | 6床 (一般) 計 10床 | | |
| 合計 | 15床 (感染) | 214人 | 9人 |
| | 26床 (一般) 計 41床 | | |

(2) 主な取組

- ① 院内感染防止対策を取りながら、感染症、呼吸器専門の内科医や感染管理の専門知識を有する認定看護師が中心となって治療に当たっている。
 - ・ 外来患者対策 (サーモグラフィーによる検温、問診の実施 など)
 - ・ 入院患者対策 (面会制限、疑い患者入院時の迅速な検査体制の構築 など)
 - ・ 病院職員の感染防止対策 (毎日の体温測定、不要不急の県外出張自粛 など)
- ② 感染症指定医療機関として地域の重症者を受け入れるとともに、妊婦や高齢者、透析患者など基礎疾患を有する重症化リスクの高い方及び小児や障害のある方、さらには認知症高齢者など他の民間病院では受け入れが困難な様々な患者の受入を行っている。
- ③ 国の交付金等を活用することにより、患者受入れのための病床確保や他の入院・外来患者の受入抑制等による病院経営への影響を最小化するよう努めている。
【令和2年度 空床確保交付金の状況】
補正予算額 3,694,402千円
実績額 3,601,785千円
- ④ 新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、各病院とも対応に当たる職員の心のケアに取り組んでいる。
 - ・ 医師による定期的な病棟ラウンドによるスタッフへの声掛けや面談の実施
 - ・ リフレッシュルームの設置

2 今後の課題

(1) 地域の医療機関との更なる連携

各地域の保健所や医師会等と十分に協議しながら、地域の医療機関との役割分担(特に新型コロナウイルス感染症から回復した患者の円滑な転院ルールの確立)など、現行の新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の効果的な運用に向けて、連携を図っていく必要がある。

(2) 持続的・安定的な患者受入れに向けた体制構築

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、最前線で治療等に従事する病院職員の心身の負担が大きくなっていることから、一部の職員に過度の負担が集中しない医療提供体制の構築及び職員の心のケアの更なる充実に取り組む必要がある。

(3) 本来担うべき診療機能との両立

本来担うべき救急医療や高度・急性期医療等と新型コロナウイルス感染症に係る医療を両立させ、全県レベルあるいは地域の中核病院として、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するという県立病院の使命を果たしていく必要がある。

Ⅲ 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

教育委員会

1 現状

令和2年3月以降、5回の臨時休業を行ったが、本年2月からは、県内や地域での一斉の臨時休業は行っていない。

なお、県下全域に「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、以下のとおり対応している。(対応期間：5月9日から5月31日まで)

- 全ての県立学校において、遠足や修学旅行、体育大会などの「接触」「密集」が懸念される行事等については、実施しない。
- 全ての県立学校の部活動については、校内のみの活動とし、県内他校との交流は行わない。

2 これまでの主な対応

- (1) 宮崎県立学校における新しい生活様式の実践
地域の感染状況や学校の実態に応じた感染症予防対策を実施
(家庭と連携した検温、マスク着用、こまめな換気、身体的距離の確保等)
- (2) GIGAスクール構想の加速による学びの保障
ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境整備の推進
 - 全県立学校の校内LANの高速大容量化
 - 教室等のICT環境を整備
(壁掛けプロジェクタ、大型液晶ディスプレイ等)
- (3) その他
 - 県立学校等におけるトイレの洋式化
(高等学校等：令和2年4月時点 25.2%→令和3年度末見込み 68.3%)
 - 校外実習機会の減少に対応するための産業教育実習環境の整備
 - 特別支援学校スクールバスの増車増便
 - スクール・サポート・スタッフ等学習保障等に必要な人的体制の強化
 - 教職員に対する一部の研修や会議をオンライン等で実施

<参考：これまでの主な経過>

【令和2年】

- 3月 2日～春休み前日 県内一斉臨時休業 (全国一斉臨時休業の要請)
- 4月 21日～5月 24日 県内一斉臨時休業 (政府の緊急事態宣言全国拡大)
- 7月 27日～夏休み前日 西都市・児湯郡圏域臨時休業 (学校の一部)
- 8月 3日～夏休み前日 延岡市・西臼杵郡圏域臨時休業 (学校の一部)

【令和3年】

- 冬期休業明け～1月17日 県内一斉臨時休業 (県内の感染状況急拡大)

教室等 ICT 環境の整備

学校 ICT 環境の整備・充実

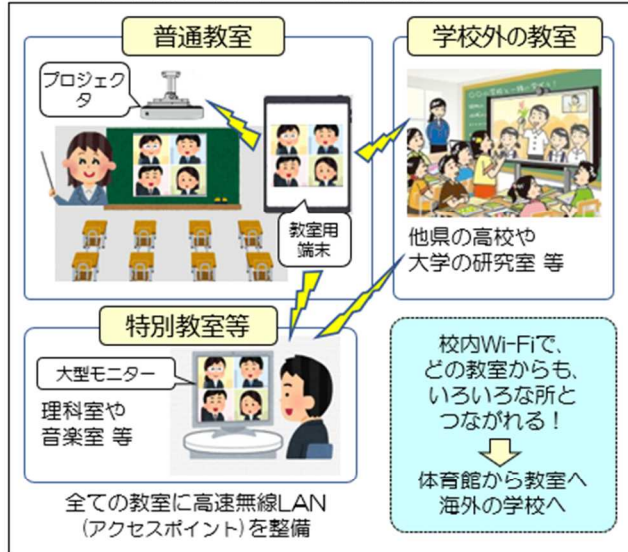
県立高校及び中等教育学校では、Society 5.0時代に向けて「新しい宮崎の学校教育」を創るため、学校 ICT 環境の大幅な整備・充実を進めています。

これまでの教育のよさと ICT の長所をベストミックスして、1人1人に応じた協働的な学びの実現を目指します。

主な取組

- 学校の通信ネットワーク (LAN) の高速大容量化
- 教室用 ICT 機器の整備
 - ・ 壁掛けプロジェクタ (普通教室用)
 - ・ 大型液晶ディスプレイ (特別教室用)
 - ・ 教室用タブレット端末 (普通+特別)
- 低所得世帯等への生徒貸出用タブレット端末及びWi-Fiルーターの整備
- 学校における個人端末活用 (BYOD) 導入の実証研究 (令和3年度から)

県立高校の教室ICT環境(整備後のイメージ)



ICTを活用した授業の様子(高校)

学習環境・生活環境の整備

衛生環境の改善

洋式化



産業教育実習環境の整備

校外実習機会の減少対応



金属加工機械



介護実習用電動ベッド

通学環境の整備

特別支援学校
スクールバスの
増車増便



市町村ワクチン接種支援体制の強化について (特命チーム「ワクチン接種市町村支援班」の新設による ワクチン接種プロジェクトチームの体制強化)

【目標】

7月末の高齢者接種完了

【課題】

- ・市町村接種計画の見直し
※休日や夜間の更なる活用
- ・必要な医師・看護師等の確保

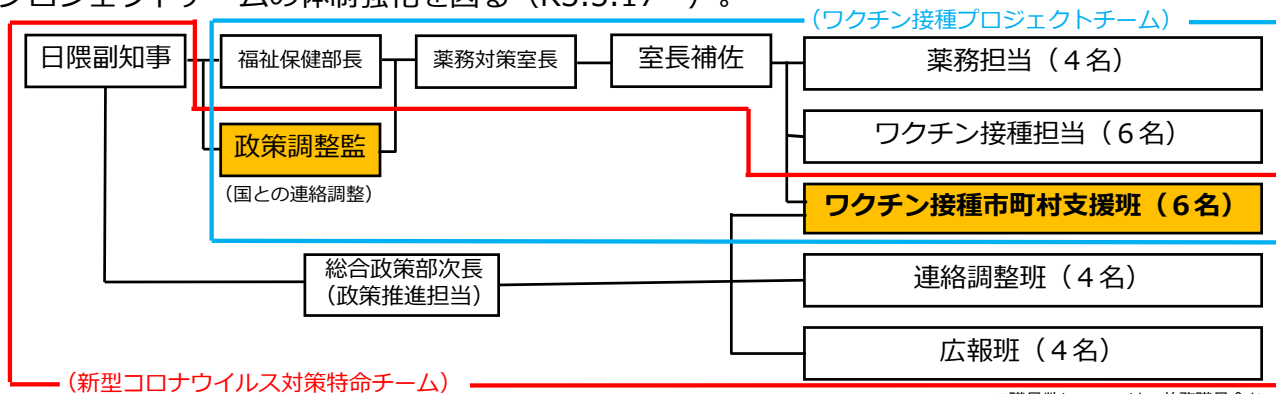


【市町村への支援内容】

- ①現状把握・課題分析
- ②接種計画見直しに係る個別支援
- ③集団接種への支援
- ④医師・看護師等の確保支援

【推進体制】

新型コロナウイルス対策特命チームに、**ワクチン接種市町村支援班**を新設し、ワクチン接種プロジェクトチームの体制強化を図る（R3.5.17～）。



※職員数については、兼務職員含む